

豊中市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金Q&A

番号	質問	回答
1	申請依頼前に購入したものも対象か。	R8年4月1日購入分から実績報告の提出期日(令和9年1月頃を予定)までに発注かつ支払があったものが対象です。
2	カメラ等のリースは対象か。	対象外です。
3	既存設備等の改修費は対象か。	対象外です。本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限ります。
4	導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。	対象外です。
5	既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も対象となるか。	取り外し費用は対象外です。新たな設置費用は導入に必要な不可欠であると判断できる場合のみ対象となります。
6	外付けハードディスクなど、撮影した映像を記録、保管するための記録媒体や鍵付き保管庫等も対象となるか。	利用者のプライバシー保護等に応える観点から不可欠であると判断できる場合は対象となります。
7	カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は対象となるか	カメラの導入に不可欠であると判断できる場合は対象となります。
8	カメラ(固定カメラ、アクションカメラ等)の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録にあたっては、 ・撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと。 ・プライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築を行うことが望ましい。
9	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1事業所として取り扱い、補助基準額は10万円となります。
10	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出は必要か。	補助を受けた全事業所、提出が必要になります。報告書の記載内容を確認できる書類を添えて、令和10年(2028年)4月末日までに提出してください。